

生徒心得

2026 年度版

1. 服装は定められた制服を着用する。

(1) A型

- ブレザー…濃紺、3ツ釦シングルブレザー、センターベント、左胸エンブレム付
- スラックス…グレー、ヘリンボン、ツータック、裾シングル仕上げ
- スカート…タータンチェック、16枚車ヒダ、スーパーアジャスター付、スカート丈膝頭中心
- ワイシャツ…白無地ワイシャツ
- ブラウス…白無地ブラウス
- ネクタイ…レギュラータイ（指定）
- リボン…ダブル蝶タイ（指定）

(2) B型

- スラックス…A型と同柄、ツータック、裾シングル仕上げ、夏用生地
- スカート…A型と同柄、16枚車ヒダ、夏用生地、スーパーアジャスター付、スカート丈膝頭中心
- ワイシャツ…白無地ワイシャツ
- ブラウス…白無地ブラウス
- ネクタイ…レギュラータイ（指定）
- リボン…ダブル蝶タイ（指定）

(3) 服装についての心得

- 登下校・校舎内では、指定された制服を着用する。
- 始業式・終業式・入学式等の行事その他学校が義務づける日はA型の正装とする。
- 冬季、防寒用として着用するセーター・ベストは、V襟で無地の黒、濃紺とし、カーディガンも可とする。但し、ブレザーの下にでないように着用すること。また、ブレザーを着用せず登下校、及び校内で過ごしてはならない。
- 夏季、B型でベストを着用する場合は、ベストのV襟で無地の紺系統とする。
- ネクタイ、リボンは登下校を含め常時着用する。夏はこの限りではない。
- 夏季、学校指定の紺色ポロシャツ（自由購入）の着用を認める。
- ソックス、ハイソックスは、黒・紺・白で派手でないものとする。ルーズソックス等は禁止とする。
- ベルトは、黒・茶系の学生らしいベルトを着用する。
- 靴は、派手でない革製か運動靴とする。
- 制服は、絶対に改造しないこと。改造した場合は原則新調とする。
- やむを得ず異装をする場合は許可願を提出すること。
- サイズの変更や新調する場合などは届けを出し制服変更票を提出する。

2. 登校後は授業終了まで外出しないこと。やむを得ず外出するときは、学級担任より外出許可証の交付を受けること。
3. 自転車通学者及び運転免許取得者は、その都度登録し、原動機付き自転車通学を希望する者は、申請をして許可を受けなくてはならない。全日制の生徒についてはそれ以外の車種は認めない。使用規定については別に定める。
4. 頭髪は生徒らしい質素な髪型とする。脱色や染色、飾りとしての付け毛、パーマ、極端に奇抜な髪型は指導改善の対象とする。
5. ピアス・ネックレス・指輪などの装飾品を身につけることや、化粧等は禁止する。
6. ギャンブルに関する施設への出入りを禁止する。
7. 生徒相互間の物品の売買および金品の貸借は禁止する。
8. 学用品その他の所持品には学年・組・氏名を明記すること。
9. 遺失物（盗難も含む）・拾得物は直ちに生徒指導部または学級担任に届け出ること。
10. 校舎や校具は大切に取り扱い、万一誤って破損・亡失したときは直ちに学級担任または係の職員に届け出ること。この場合、その一部または全部を現品または金銭で弁償しなければならないことがある。
11. 学校の備品・器具等を使用するときは、あらかじめ係の職員の許可を得て使用すること。
12. 校内では定められた場所以外で飲食しないこと。
13. 学校内外に掲示・貼紙・配布等をする場合は、あらかじめ生徒指導部または係の職員に許可を受けること。
14. 欠席・遅刻・早退をする場合は必ず事前に学級担任へ連絡すること。また、忌引は所定の届けを学級担任へ提出すること。
15. 本人または家族が感染症にかかったときは、直ちにその旨を学級担任等へ連絡し、所定の届けを提出すること。
16. 転・退学する場合は学級担任に相談の上学校長に願い出ること。
17. 姓名・住所・保護者・保証人等の変更・異動があったときは学級担任を通し直ちに学校に届け出ること。
18. アルバイトをする場合は所定の届けを学級担任を通して生徒指導部に提出し許可を受けること。
19. 生徒手帳は常に携帯し、他人に貸与・譲渡してはならない。また損傷・紛失・あるいは記載事項に異動があった場合は直ちに学級担任に届け出ること。
20. 授業中は携帯電話、スマートフォンの電源を切ること。

免許取得について

1. 二輪免許

(1) 原付免許以外の免許を取得してはならない。いわゆる自動二輪免許、自動二輪小型免許については、取得も同乗も禁止する。

なお、原付免許とは、125cc以下で最高出力4.0kw以下の第一種原付車両を運転するための免許を指す。

(2) 原付免許を取得する場合は、免許取得許可願を提出し、取得後に免許取得届を提出する。

(3) 原付免許を取得する場合は、授業日以外の休日などを利用する。

原動機付自転車使用規定

1. 運転免許取得者は通学者のみ年度ごとに登録する。

2. バイク通学を希望する者は、バイク通学許可申請書を提出し、保護者同伴の上学校長より許可証の交付を受ける。

3. バイク通学許可条件

(1) 公共交通等が不便で、通学距離が片道7km以上の者とする。(定時制は3km)

(2) 車両は、排気量125cc以下で最高出力4.0kw以下のものとする。

(3) 必ずフルフェイス型のヘルメットを使用する。

(4) 所定のステッカーを貼付する。

(5) 二人乗りをしない。

(6) バイクの貸し借りをしない。

(7) 任意保険に加入する。

(8) 交通規則を守り、いかなる場合でも安全運転に留意して、車体の点検整備に努める。

4. バイク通学許可条件は、休日等の部活動や課外等登校時にも適用する。

5. 交通違反を犯した場合及び交通事故を起こした場合は、速やかに学校へ連絡する。

普通・準中型免許取得のための 自動車学校通学規定

1. 3年生の後期考査1終了後から許可願いを提出すれば自動車学校通学が認められる者就職決定者と就職希望者
2. 3年生の後期考査2終了後から許可願いを提出すれば自動車学校通学が認められる者専門学校の推薦・一般入試で合格した者。ただし看護専門学校推薦合格者を除く。
3. 3年生の1月（大学入学共通テスト）後から許可願いを提出すれば自動車学校通学が認められる者
 - （1）推薦入試、総合型選抜入試等で大学・短大・看護専門学校に合格した者
 - （2）進路未決定者
4. 注意事項
 - （1）自動車学校へ通学するために遅刻、欠席、早退をしない。
 - （2）免許取得後も卒業するまでは運転しない。
 - （3）通学規定を守らない者は学校内規に従って指導される。
 - （4）高校生運転の車には同乗しない、また同乗させない。

乗用車通学許可条件（定時制）

1. 普通・準中型自動車免許等を所持し（本校入学後に取得する場合には、保護者・担任と話し合った上で取得届の提出が必要）、任意保険（5千万円以上）に加入しており、なおかつ過去3ヶ月の間に問題行動のなかった者で、次の条件の一つに該当する者。
 - （1） 年齢が20歳以上の者。
 - （2） 職場において、日常業務として自動車を運転または取り扱っている者。
 - （3） 業務の場所が一定しないで変動する者。
 - （4） 業務時間等の関係で雇用主から強い要請がある者。
 - （5） 通学距離が片道6kmを超える者。
2. 乗用車通学承認願を提出し許可を受けた者は、次に掲げる心得を守ること。
 - （1） 通学に使用する自動車は、乗用車通学承認願に記載された車両のみとする。車両を変更する際には、きちんと届け出ること。
 - （2） 乗車の際には必ずシートベルトを着用し、日常的に車両の点検をすること。
 - （3） 車両に違法改造を施さないこと。
 - （4） 校内の走行にあたっては、徐行運転を心がけ、騒音を発したりしないように操作すること。
 - （5） 暴走族への参加は絶対にしない。
 - （6） 乗用車の貸し借りは絶対にしない。
 - （7） 通学（登校・下校）時は、友達等を絶対に乗せない。
 - （8） 遊びのための運転はしない（特に、校内で遊びのための運転は絶対視しない）。
 - （9） 無謀運転を避け、交通事故・違反を起こさない。
 - （10） 交通違反および交通事故を起こしたときには、ただちに担任に報告し指導を受けること。

（令和7年12月改訂）